

# 設置根拠不明の自転車放置禁止区域に係る看板の撤去に向けた取り組みについて

大石 夏奈子<sup>1</sup>

<sup>1</sup>近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所 (〒569-0072大阪府高槻市京口町12-22) .

高槻維持出張所管内に設置されている自転車放置禁止区域に係る看板について、占用手続きがとられておらず、設置の根拠が不明であった。また、設置されている看板のうち基礎がない置き看板は、災害による転倒や自転車等が追突する恐れがあり、道路管理上好ましくないという問題があったため、問題解消に向け取り組み、撤去に至った経緯を報告するものである。

キーワード 敷地管理, 許認可, 管理瑕疵

## 1. はじめに

### (1) 背景

大阪国道事務所高槻維持出張所では国道1号(枚方市~守口市)、国道171号(大阪府内)の管理を行っています。2022年度(令和4年度)のはじめ、事務所から出張所が抱える敷地管理に関する懸案事項を洗い出す機会が設けられました。ある市域内(以降A市とする)の高槻維持出張所が管理する道路に設置されている自転車放置禁止区域に関する看板について、占用手続きがとられておらず、立看板、置き看板、路面標示、貼り紙のうち、基礎がない置き看板については道路管理上好ましくないということで、問題として挙げることにしました。

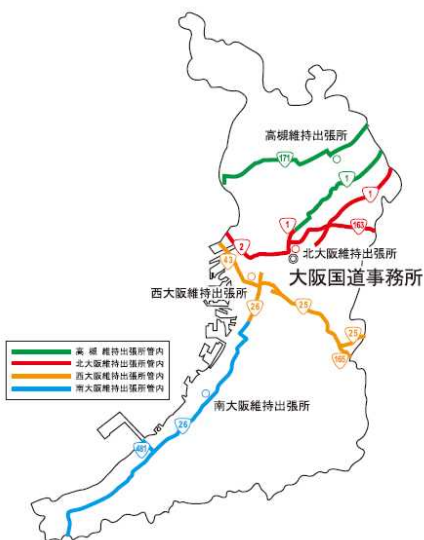


図-1 管内図(高槻維持出張所は緑線)

### (2) 看板について

A市では条例に基づき放置禁止区域を指定、区域内における放置自転車の移送、保管等の措置を実施しており、4種類の看板によってそれを周知しています。



(左) 立看板

(右) 置き看板



(左) 路面標示

(右) 貼り紙

図-2 看板写真

#### a)立看板

放置禁止区域の説明、放置禁止区域図、返還手続きにすることが記載された基礎付きの看板です。

#### b)置き看板

撤去した放置自転車の移送日、保管場所、返還手続きにすることが記載された基礎がない看板です。災害時

における転倒、歩行者や自転車が追突する等の危険があり、現状、占用許可できるものではありません。

**c)路面標示**

放置禁止区域であることを示すものです。

なお、A市の路上喫煙禁止区域の路面標示については国に占用申請ができています。

**d)貼り紙**

撤去した放置自転車の移送日、保管場所、移送保管料を記載したものです。数日後にははがしているとのことから、特段問題にしています。

**2. A市との協議**

**(1)1 回目打合せ**

2022年(令和4年)6月14日にA市との第1回目の打合せを行いました。まず、国道域において放置自転車問題に尽力してくれていることへの感謝を伝えました。

その上で、放置禁止区域に係る看板の設置根拠が不明(占用手続きがとられていない状態)であること、国としては置き看板が道路管理上好ましくないため、なくしたいと考えていることを伝えました。置き看板がなくなり、周知が不足する分に関しては他タイプのものに切り替えることはできないかと打診しました。

A市からは、A市としても設置の経緯は不明であり、占用手続きすることについて、前向きに検討する旨の回答がありました。また置き看板について、現状全てを撤去することは困難であるが、老朽化しているものや不要なものもあると思われるということで、数量の精査をするために合同で現地確認を行うことになりました。

**(2)覚書**

しかしながら、現地確認までの間に大阪国道事務所において、1991年(平成3年)に国とA市とで締結した「国道の指定区間内における放置自転車等の処理に関する覚書」が見つかりました。覚書の内容としては標識及び看板の設置、補修は国が行い、通常の維持管理はA市が行うこととなっており、看板の設置自体は国が実施していたことが判明しました。

覚書が締結されていた事実を受けて、今後の対応を内部で検討しました。設置根拠である覚書が存在し、そもそも国が設置していたことから当該問題は一旦解決とするのが良いのではないかと話も出ました。

しかしながら、基礎がない置き看板は災害による転倒、歩行者や自転車が追突する等の危険があり、道路管理上好ましくないものであることには変わりはありません。現場を管理する出張所としては置き看板はなくしたいという思いがあったことから、国で撤去を行うことを条件に撤去に同

意してもらえないか再度A市に打診することになりました。

**(3)2 回目打合せ**

2022年(令和4年)8月5日に2回目の打合せを行い、過去に覚書が締結されていたこと、それを認識せず設置根拠がないとの理由で占用手続きをお願いしたことについてA市に謝罪しました。

その上で再度、置き看板の撤去をしたい意向を伝えました。また、占用手続きについても、覚書では今後担当が変わっていく中で、今回と同様に忘れられてしまう恐れがあるので、あくまでお願いとして占用手続きをしてもらえないか打診しました。

A市からは前回と同様に前向きに検討する旨の回答をもらい、現地確認を当初の予定どおり実施してもらえることになりました。

**(4)現地確認**

2022年(令和4年)9月6日にA市と合同で現地確認を行いました。看板1つ1つの位置や状態を確認し、他の看板の近くにあたり、老朽化していたり、損耗していたりして、不要と判断できるものには印をつけて回りました。

実際に現場を見ていると、銀行やお店の前など自転車がよく止められている付近に設置されており、確かに必要だと感じる場所に設置されていました。

半日かけて看板が設置されている国道域の放置禁止区域を回り終え、現地で不要と判断できないものについては持ち帰ってA市内部で検討することになりました。



図-3 (左) 老朽化した置き看板  
(右) 損耗した路面標示

現地確認の結果として、図-4のとおり数量精査できました。また、図-5のとおり数量及び位置を整理しました。

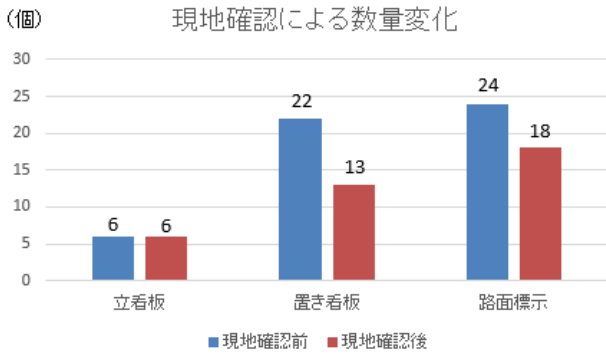


図-4 現地確認による数量精査の結果

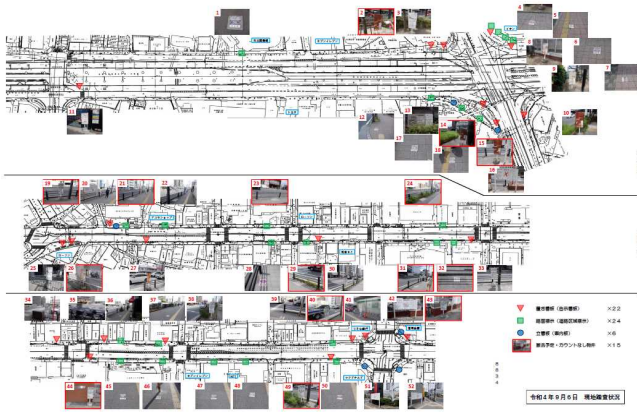


図-5 現地確認結果とりまとめ図

### (5)内部打合せ

合同での現地確認終了後、A市との最終打合せに向けて事務所と出張所で内部打合せを行いました。立看板及び路面標示は占用手続きがとれますが、置き看板に関しては占有許可できないものであるため、その点をどう処理するかが焦点となりました。

私自身は、立看板と路面標示は占有手続き、不要と判断された置き看板は撤去、残りの置き看板は覚書を残したまま、なくす方針で存置するしかないのかなと考えていました。しかし、事務所の職員から様々な案や意見を頂きました。

今回の現地確認で不要と判断されなかった置き看板については5年の期限付きで占有許可を与え、5年以内に他タイプのものに切り替えてもらう案もでした。しかし、5年以内に切り替えできない可能性が高いとの理由で却下となりました。

そこで、置き看板を基礎付きとして国で設置し直し、覚書を変更して看板の所有を国からA市にした上で、全て占有手続きをしてもらうのが最善案ではないかという結論に至りました。この案をもってA市との打合せに臨むことにしました。

### (6)3回目(最終)打合せ

2022年(令和4年)11月21日に3回目の打合

せを行いました。こちらの内部調整した結果である、置き看板を基礎付きとして国で設置し直し、覚書を変更して所有を国からA市にした上で、全て占有手続きをとってもらう案を提示しました。

これに対してA市からは、A市でも内部調整した結果、覚書で所有が国と判明したものをA市の所有にし、占有手続きをすることはできないとの結論に至ったとのことでした。覚書の内容を変更したいのは国側の都合ですので、その点に関しては致し方ないと思います。

そういった状況の中でA市からは置き看板は全撤去し、それにより周知が不足する分に関しては路面標示に切り替えると回答がありました。まずA市で路面標示を追加した後、国で置き看板を撤去する運びとなりました。

今回の決定内容については議事録として記録し、双方押印した上でそれぞれ保管しています。

### 3.まとめ

打合せ結果に基づき、置き看板の撤去を国で実施し、2023年(令和5年)1月末には全ての置き看板の撤去が完了しました。



図-6 撤去前と撤去完了後の写真

行政間で放置されていた問題を見直し、双方で試行錯誤したことで一つの解決に至った事例として、参考になれば幸いですと思い、報告させて頂きました。

今回、国が望む最善案での合意とはなりませんでしたが、紆余曲折を経て置き看板をなくすということが実現したのは大きな結果だと思っています。

事務所の担当者及び出張所の管理補助員に大変助けて頂きました。そして何よりA市の担当者の方々がこちらの投げかけに対して積極的に検討してくれましたので、その時の担当者が異動となる前に解決するべく動いたことも大きな要因であったと感じています。

2、3年毎の異動が多いこともあり、昔から放置され

ている問題はどこの事務所でも大なり小なり存在すると思います。まずは現状を見つめ直し、問題があるなと感じたら周りの先輩方と相談しながらとりあえず進めていってほしいと思います。結果的に無駄になる作業も出てくるかもしれませんが、現状より少しでも良い結果になればやりがいを感じられるのではないのでしょうか。どんな問題でも自分が担当の時に解決するんだと思えるよう

なきっかけになればとの期待を込めまして、本報告の結びとさせていただきます。

**謝辞：**本稿を執筆するにあたり、ご協力くださった方々に深く御礼申し上げます。